

京都市上下水道企業管理規程第34号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「及び課長等」を「、担当部長、課長、担当課長、財産担当課長、研修担当課長、所長、場長等」に、「専決権者」を「次長等」に改める。

第2条及び第3条中「専決権者」を「次長等」に改める。

第4条を次のとおり改める。

第4条 次長等の特定の専決事項は、別表第2のとおりとする。ただし、総務部担当部長及び地域水道課担当課長の特定の専決事項については、管理者が別に指定する者に対してのみ、その権限を委譲するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が前項ただし書の規定による指定を行わないときは、総務部担当部長の特定の専決事項に係る権限を総務部長に委譲し、地域水道課担当課長の特定の専決事項に係る権限を地域水道課長に委譲する。

3 第1項の規定にかかわらず、財産担当課長を置かないときは、財産担当課長の特定の専決事項に係る権限を総務課長に委譲し、研修担当課長を置かないときは、研修担当課長の特定の専決事項に係る権限を職員課長に委譲する。

第5条中「専決権者」を「次長等」に改める。

第6条中「専決権者」を「次長等」に、「当該専決権者に付与された」を「当該次長等の」に改める。

別表第1部長の項中第5号を第7号とし、同項第4号中「決定等」の右に「(前2号に関するものを除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。
ただし、重要なものを除く。

(5) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。ただし、重要なものを除く。

別表第1課長、所長及び場長の項中第11号を第13号とし、第7号から第10号までを2号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。

(8) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

別表第2次長の項第12号中「以上」を「以下」に改め、同表総務部長の項第20号から第24号までを削り、同項の次に次のように加える。

総務部担当部長	(1) 京都市地域水道の管理に関する条例(京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合を含む。次号から第5号までにおいて「条例」という。)第19条による指導、助言及び勧告に関すること。 (2) 条例第21条による立入検査に関すること。 (3) 条例第22条による給水の停止に関すること。 (4) 条例第23条による給水装置の切離しに関すること。
---------	---

総務部担当部長	(5) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例第5条及び第10条による計画の確認及び検査に関すること。
---------	--

別表第2総務課長の項第10号から第18号までを削り、同項の次に次のように加える。

財産担当課長	<ul style="list-style-type: none"> (1) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。 (2) 担当事務に係る証明に関すること。 (3) 事業用土地建物の登記に関すること。 (4) 使用期間1年未満の行政財産の目的外使用の許可(使用期間が通算して1年以上になる場合の更新許可を除く。)に関すること。 (5) 1件賃料月額40,000円以下の物件の借受けに関すること。ただし、物件、労力その他の調達に係るものを除く。 (6) 物件の保管転換(資器材・防災センターの所管に属するものを除く。)に関すること。 (7) 1件時価500,000円以下の不用物件の売却及び交換に関すること。 (8) 土地の立入り及び測量に関すること。 (9) 1件10,000,000円以下の工事施行に関すること。 (10) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (11) 軽易な物件の貸与に関すること。
--------	--

別表第2職員課研修担当課長の項中「職員課研修担当課長」を「研修担当課長」に改め、同表地域水道課長の項第2号中「京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合を含む。」を削り、同項第7号から第12号までを削り、同

項の次に次のように加える。

地域水道課担当課長	<ol style="list-style-type: none">(1) 地域水道課京北分室に勤務する地域水道課所属職員(担当課長を除く。次号から第4号までにおいて「京北分室職員」という。)の休暇(無給休暇及び介護休暇を除く。), 欠勤等の承認等に関する事。(2) 京北分室職員の出張及び復命に関する事。(3) 京北分室職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし, 職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。(4) 京北分室職員の時間外勤務命令に関する事。(5) 担当事務に係る軽易な申請, 届出, 報告, 照会, 回答, 通知等に関する事。(6) 担当事務に係る軽易な証明に関する事。(7) 担当事務に係る市有財産等の登記に関する事。(8) 京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する京都市地域水道の管理に関する条例(次号から第12号までにおいて「条例」という。)第3条及び第7条による承認に関する事。(9) 条例第4条による水道メーターの設置に関する事。(10) 条例第8条による設計の審査に関する事。(11) 条例第9条による完了検査に関する事。(12) 条例第13条による使用水量の決定に関する事。
-----------	--

	<p>(13) 京都市京北地域水道の管理に関する条例(次号において「京北水道条例」という。)第4条による給水用具の構造及び材質の指定に関する事。</p> <p>(14) 京北水道条例第8条及び第9条による使用水量の決定に関する事。</p> <p>(15) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例(次号から第18号までにおいて「京北下水道条例」という。)第4条による排水管の内径等の決定に関する事。</p> <p>(16) 京北下水道条例第6条による清掃に関する事。</p> <p>(17) 京北下水道条例第16条による排出量の認定に関する事。</p> <p>(18) 京北下水道条例第17条による装置の設置に関する事。</p>
--	--

別表第2配水事務所長の項中第14号を第16号とし、第6号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第5号中「決定等」の右に「(前2号に関するものを除く。)」を加え、同号を同項第7号とし、同項第4号の次に次の2号を加える。

(5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関する事。
ただし、重要なものを除く。

(6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。ただし、重要なものを除く。

別表第2管路設計課長の項、施設設計課長の項、管路建設課長の項及び施設建設課長の項を削り、同表施設課長の項の次に次のように加える。

設計課長	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行に関する事。
------	--------------------------------

別表第2鳥羽水環境保全センター所長の項中第14号を第16号とし、第7号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、同項第6号中「決定等」の右に「(前2号に関する

ものを除く。)」を加え、同号を同項第8号とし、同項第5号の次に次の2号を加える。

(6) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。

ただし、重要なものを除く。

(7) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対

する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。ただし、重要なものを

除く。

別表第2水環境保全センター所長（鳥羽水環境保全センターを除く。）の項の次に次のように加える。

下水道建設事 務所長	(1) 工事の着手及び中止命令に関すること。
---------------	------------------------

別表第2水質管理センター所長の項中第5号を第7号とし、同項第4号中「決定等」の右に「(前2号に関するものを除く。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。

ただし、重要なものを除く。

(5) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対

する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。ただし、重要なものを

除く。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)